

農林水産省動物医薬品検査所入札等監視委員会議事運営要領

平成20年1月28日

19動薬第2683号

(会議及び議決)

第1条 農林水産省動物医薬品検査所入札等監視委員会（以下「委員会」という。）の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(持回り会議)

第2条 緊急やむを得ない事情があり、前条の会議が開催できない場合には、同条の規定にかかわらず、委員長は、書類の回議をもって会議に替えることを決することができる。

- 2 前項の措置を講じた場合には、委員長は、直近の次の会議において、その結果を報告し、委員の了解を求めなければならない。

(抽出方法)

第3条 農林水産省動物医薬品検査所入札等監視委員会規則（以下「規則」という。）第2条第1項第2号の抽出は、あらかじめ委員会が指定した委員（以下「指定委員」という。）が、別紙様式1及び2により報告される契約の中から、それぞれ抽出することにより行う。

- 2 指定委員は、一般競争入札、指名競争入札又は企画競争による随意契約であって応札者（提案者）が1者のものについて、重点的に抽出する。
- 3 指定委員は、会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。その際、別紙様式1及び2により報告される契約の中に指定委員が特別の利害関係を有するものがあつた場合には、その旨報告することとする。